

白岡市 公園施設長寿命化計画

平成 30 年 3 月

埼玉県白岡市 都市整備部 街づくり課

1. 都市公園整備状況

(平成30年1月1日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
31	387,321.26 m ²	7.372 m ²

2. 計画期間 [平成30年度～平成39年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
26	3		1	1								31

②選定理由

レクリエーション需要に対応し、地域活性化の拠点、環境教育の場、環境保全・保護、景観の形成、健康増進、防災機能等さまざまな役割を果たし、これらの機能を安全かつ持続的に継続させ、市民が安全で安心して利用できるよう、管理する都市公園を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
101	45	348	156	62	12	99

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
924	—	—	1,747

②これまでの維持管理状況

これまでの公園施設維持管理は、委託による清掃及び樹木の維持管理、市担当職員による目視点検が主体であった。これらの点検から発見された損傷等への随時の対応と利用者からの通報を受けて、早急に対応が必要となった施設に対して補修を行う対処法的な維持管理であった。

③選定理由

処分制限期間が経過し劣化した部材や腐食、腐朽、コケ着生等により安全や衛生が危ぶまれる施設や破損している施設等が多く見受けられるようになってきた。公園として安全に利用できるよう機能を回復させ、今後適正な管理のもと、長期間利用可能となる公園施設を目指す目的で1,747箇所を対象とした。

ただし、以下の項目は特に安全に支障がない、もしくは別途管理となっていることから対象外とした。

- ・目視不可能な施設（暗渠排水管、電線管など）
- ・占用施設（郵便ポストなど）

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

遊戯施設の約4割は処分制限期間を超えているものがある。

また、健全度が低いとされるランクC又はD判定となっている施設は約3割あり、経年劣化による塗装剥離、錆による部材の腐食・破損などのほか「遊具の安全に関する規準」（JPFA-SP-S：2014）の安全領域の基準を満たしていないことが主な原因である。

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

公園施設全般の維持管理は、次の頻度、内容で実施する。

- ① 日常点検は、市担当職員（又は市が委託する業者）が、原則1ヶ月に2回以上、目視により施設の異常の有無を確認する。
- ② 定期点検は、市担当職員（又は市が委託する業者）が、遊具施設、建築物を原則1年に1回、目視、触診、打揺診、器具による計測等による劣化状況を確認する。
- ③ 各点検により異常が確認された場合は、必要に応じた処置を早急を実施する。更に適切な修繕方法を検討し、対策を講じる。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

健全度C、Dに判定された施設は、優先して、改築や更新を実施したのち、定期的補修等を行っていき安全性を確保していくものとする。

健全度が高いとされるA、Bに判定された施設は、日常的な維持管理に関する基本的方針である日常点検と定期点検から、適切で早急な対策を実施し、消耗部品の交換や再塗装により長寿命化をはかるものとする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策により、公園利用者の安全性の確保、公園施設の予防保全的管理による適切な修繕計画、その修繕費用の平準化により、平成39年までに毎年、約225万円のライフサイクルコスト縮減効果が得られる。

特に注視し点検を実施しなければならない施設が明確となり、計画的な維持管理を実施することが出来る。